

【資 料】

卒業論文にみる研究倫理上の問題 — 3年課程看護師養成機関 A校の学生に対する調査 —

葛西智賀子* 岩月すみ江**

【要 旨】

本研究の目的は、看護基礎教育における研究倫理教育に関する基礎資料を得るため、卒業論文における研究倫理上の問題の所在と内容を明らかにすることである。最初に3年課程看護師養成機関A校の学生14名に対する面接調査によって卒業論文作成過程での研究倫理上の問題の所在と内容を明らかにした。その後、60編の卒業論文を資料として面接調査結果の検証を試みた。その結果、卒業論文にみられる研究倫理上の問題として次の3点が明らかになった。

- 1) 研究計画の段階で倫理的問題に関する検討が不十分である
- 2) 倫理的配慮が不十分なまま研究に取り組んでいる
- 3) 研究倫理に対する論文中の表現が不十分である

この結果により、看護基礎教育における研究倫理教育の具体的方法を検討する必要性が示唆された。

【キーワード】 看護基礎教育、研究倫理教育、研究倫理上の問題、卒業論文

I. 緒 言

昨今、研究における倫理的問題に対処するため、臨床研究を実施する際の倫理原則に関連する指針として、2002年に「疫学研究に関する倫理指針」¹⁾、2003年に「臨床研究に関する倫理指針」²⁾が文部科学省と厚生労働省から相次いで出された。

それに先立って、看護の領域では、研究倫理上の問題が生じていることが明らかにされ^{3,4,5)}、1994年から、研究倫理に関する提言³⁾や試案^{6,7)}が出されている。1996年に国際看護協会から発表された「看護研究のための倫理ガイドライン」は、1997年邦訳された⁸⁾。また、国内の看護における研究倫理に関するガイドラインとしては、2004年に「看護研究における倫理指針」⁹⁾が発表されている。

大学をはじめ看護師養成機関では、卒業要件として研究論文作成を課す科目があり、看護研究が学生によって盛んに行われている。研究対象が人である場合が多い看護学においては、研究倫理教育についても十分に検討する必要がある。

そこで、本研究は看護基礎教育における研究倫理教育に関する基礎資料を得るため3年課程看護師養成機関A校（以下A校）での卒業論文における研究倫理上問題の所在と内容を明らかにすることとした。

なお、A校本研究の対象となった年度）では、2年次の“看護研究”（以下“”内は科目名）の中で、研究倫理について講義を行っている。

その後、3年次の4月に“卒業研究”の履修説明において、論文構成の一つとして倫理的配慮について説明している（表1）。また、研究の公表の方法と

表1 “卒業研究”履修説明時の研究倫理に関する説明内容

<p>研究を進める上で、どのような対象者に倫理的配慮を行ったのかについて書く。 下記のような基本的な事項が包含される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の趣旨説明と同意 <ul style="list-style-type: none"> ・研究に関する手順の適切な説明 ・研究にともなう、不快、不自由、リスクなどの十分な説明 ・対象者や社会の得る利益についての十分な説明 ・研究に関する質問には必ず答える、説明するとの申し出 ・対象者が自由に承諾を撤回・辞退できること、それをしてもその後の看護ケアに全く影響がないことを示す ・プライバシーの保護 <ul style="list-style-type: none"> ・「対象者の匿名性」、「データの機密保持」
--

*日本赤十字北海道看護大学 生活看護科学（在宅）領域 **飯田女子短期大学 看護学科

して、学内で発表すること、また、卒業論文は学内図書館で不特定多数に閲覧されることを説明している。

A校の卒業論文作成スケジュールは表2に示す。履修説明時に教員の研究テーマを提示し、4月中に指導教員を決定する。卒業論文の指導は、各専門領域の教員がひとりあたり5～6名の学生を担当して、研究計画から実施発表まで、すべての研究過程を指導する。なお、機関内研究倫理委員会は設置されていない。

表2 A校卒業論文作成スケジュール

3年次	
4月 “卒業研究” 履修説明・教員の研究テーマ提示	担当教員決定
5月 研究計画書 (研究動機、研究目的、研究方法: A4用紙1枚) 提出	
6月	データ収集・分析
7月	
8月	
9月	
10月 研究計画書修正提出	
11月	論文作成
12月 卒業論文提出、発表	

II. 研究方法

1. 調査手順

本研究は、学生に対する面接調査を行い卒業論文作成過程での研究倫理上の問題の所在と内容を明らかにする面接調査と、卒業論文を資料として第1段階の結果の検証を試みる資料調査から成る。

2. 用語の定義

本研究において、卒業論文とは看護基礎教育課程の卒業要件として提出された研究論文であり、“卒業研究”とは卒業論文の作成を主な目標とする科目の名称である。

3. 研究方法

1) 面接調査

(1) データ収集

対象はA校3年生62名で、2005年1月にインタビューガイドを用いた半構成的面接を行った。面接は一人30分程度とし、内容はその場で書き取った。インタビューガイドの内容は、卒業論文の研究対象とデータ収集の方法、学生用にリワーディングした「看護研究における倫理指針」のチェックリスト⁹⁾で構成した。

なお、チェックリストの使用とリワーディング

には作成者に許可を得た。

(2) 分析方法

対象者のうち、研究協力を承諾し、時間的調整が可能であったのは15名であった。そのうち、文献研究を行った学生を除いた14名を分析対象とした。

書き取ったデータから研究倫理上の問題を抽出し、内容の類似性により分類して小項目、中項目を生成し、大項目に集約して名称をつけた。抽出、妥当性の判断と理由、項目形成など、研究のすべての行程で研究者2名の一致したものを採用し、信頼性の確保に努めた。

(3) 倫理的配慮

研究協力依頼は、拒否による成績や学生生活などに影響がないことを保証するために全科目の履修終了後に対象者の許可により説明する時間を得て行った。口頭と文書で、研究の趣旨、協力依頼の内容、自由参加の権利、匿名性確保の方法、協力による影響、日時調整の可能性について説明し、文書で同意を得た。また、調査時に面接に要する時間を再度提示し、了解が得られた日時・時間であっても、その時間が対象者にとって不利益になると判断した場合は日時を変更あるいは中止した。

2) 資料調査

(1) データ収集

資料調査の対象は、面接調査の対象者が提出した卒業論文のうち文献研究を除いた60編で、2005年8月にレビューシートを用いて閲覧した。レビューシートは先行研究¹⁰⁾と面接調査の結果を基に、研究の種類、研究デザイン、研究対象、データ収集方法、対象者を得て研究協力依頼をする過程(以降、対象者へのアプローチとする)に関する記述、倫理的配慮に関する記述、匿名性で構成した。

(2) 分析方法

① 対象者へのアプローチに関する記述の分析

- i) 記述がある論文数を単純集計する
- ii) 対象者へのアプローチに関する記述を抽出し研究倫理上の問題となる理由ごとに頻度を単純集計する

② 倫理的配慮に関する記述の分析

- i) 記述がある論文数を単純集計する
- ii) チェックリスト⁹⁾のうち、研究依頼書に関する6項目(①目的・内容・手順の説明、②研究

協力に伴う不快・不自由・リスクの説明、③参加を拒否・辞退でき、それによる不利益はないことの説明、④質問に答える準備と連絡方法の説明、⑤対象者の匿名性・個人情報を守る方法の説明、⑥公表方法の説明)について、記述内容を分類し単純集計する

③匿名性に関する記述の分析

i) 問題のある論文の数を単純集計する

ii) 研究倫理上の問題の理由ごとに頻度を単純集計する

(3) 倫理的配慮

卒業論文集の管理者に、研究の趣旨、協力依頼の内容、匿名性の確保の方法と研究協力に伴うリスクに関して説明し研究協力を同意を得た。卒業論文の閲覧は、在学生が閲覧しない日にA校の一室で行った。

(4) 信頼性を確保する努力

閲覧にあたっては、研究者2名で読み合わせて作成したシートに入力した。妥当性の判断や妥当性に欠ける理由など研究のすべての行程で研究者2名の一致したものを採用した。

Ⅲ. 結 果

1. 面接調査の結果

1) A校生の研究の概要

対象者が行った研究の種類は、量的研究3名、質的研究7名、量的研究と質的研究の混合3名であり、研究デザインは、調査研究13名、介入研究1名であった。データ収集方法は、質問紙法6名、面接法3名、質問紙法と面接法の混合2名、面接法と参加観察法の混合1名、参加観察法2名であった。対象は、A校生、養護教諭、介護職、看護師、患者、障がい児の保護者であった。

2) 分析結果

抽出された研究倫理上の問題は106単位であった。これらは、19小項目を生成し、8<中項目>から3【大項目】に集約された(表3)。

以下、大項目別に、研究倫理上の問題を述べる。「」内は抽出単位の全部あるいは一部である。

(1) 【研究計画の段階で倫理的問題に関する検討が不十分である】

①<研究倫理の認識が薄く、具体的方法がわからないまま研究計画を立てている>

学生は、「わかっているつもりだったけど、何気

なくやっていた」、「これが必要っていうより先輩や周りを見てやっていた」など、倫理的配慮の意味や内容の理解に乏しかった。また、「対象者にリスクがかかることはわかっていたが、最小限にする対策はわからない」、「どうすればなくなるのか自分の中に具体的なことがなかった」など対象者に与える負担を最小限にする方法を知らない、あるいは、倫理的問題への対処策を知らないまま研究を始めていた。

②<研究に倫理上の問題が生じるという認識がなく、研究計画の検討が不十分である>

学生は「研究をするのにこんなに細かいのかと思う」、「研究中に倫理的なことは考えたことはない。病院や患者さんだといろいろ考えるけど」など、研究に倫理的問題が生じるという認識がなかった。また、「文献検討など充分に行ったか微妙」、「研究目的のために対象を選ばないといけないのに、それを考えないで…」など、文献検討や研究方法の検討を充分に行っていなかった。

(2) 【倫理的配慮が不十分なまま研究に取り組んでいる】

①<対象者の権利の保障に関する理解や説明が不十分である>

学生は、説明に要する時間的拘束への配慮をしておらず、自由意思で参加する権利は説明していても、研究に参加することによって起こりうる不快、不自由、リスクについて説明していなかった。特に、学生対象の研究では、「言わなくてもわかると思って」あるいは「どうせ聞いていない」という理由で、研究依頼時に自由意思で参加する権利や個人情報の扱いなどの説明を省いていた。また、施設への研究協力依頼時に充分説明せず、「研究の趣旨がわからないと返された」学生もいた。

②<倫理上の問題を把握しているのに、実践に反映されていない>

学生は、「他の先生(が担当している学生)に比べると細かくやったと思ったけど、不利益とかまで考えていなかった」、「疑問があったら聞いて下さいと言ったけど、連絡先を書いていなかった」など、研究に倫理的問題が生じることはわかっている、具体的な行動となって現われていなかった。

③<対象者へのアプローチ方法に関する倫理的配慮に欠ける>

施設の責任者や主治医に「研究協力依頼の書面

表3 A校の卒業論文にみる研究倫理上の問題

表中()内は抽出数

大項目	中項目	小項目	抽出文(抜粋)	
I 研究計画の段階で倫理的問題に関する検討が不十分である(46)	1. 研究倫理の認識が薄く、具体的な方法がわからないまま研究計画を立てている(27)	①倫理的配慮の意味内容がわかっていない(18)	わかっていないつもりになっていただけ、知らなかったことが…。何気なくやっていたり考えずにやっていたことが多かった これが必要というより、先輩やまわりを見てやっていた 倫理的配慮と言う言葉…聞いたことはあるがどうということかわからない プライバシーには充分配慮した。対象者が研究対象になっていることは教員と自分しかしらないのでプライバシーが保たれている 卒業論文は見る人は限定されているので必要ない	
		②対象者に与える負担を最小限にする方法を知らない(6)	対象者の不利益…実習ではやっているのに、研究に結びついていなかった 対象者にリスクがかかることはわかっていたが、最小限にする対策はわからない 対象者に不利益がないように最善を尽くしたか…どうすればなくなるのか具体的なことが自分の中になかった	
		③倫理的問題への対処策を知らない(3)	プライバシーの保護の仕方とか…同意書を送るにしても方法とかが…友達に聞いてもゼミによって違ったのでわからなかった、戸惑った 具体的なことがわかっていないということがわかった	
		2. 研究に倫理上の問題が生じるという認識がなく、研究計画の検討が不十分である(19)	①人を対象とする研究に倫理的問題が生じるという認識がない(8)	研究するのにこんなに細かいのかと思う (対象者に説明せず観察してデータ収集しても)対象者には不利益はないと思う 不自由・リスクなどの説明はそこまでしなくても…って感じ 卒業論文も単位が必要なので、実習と研究、どっちを優先させてもいいと思う 研究中に倫理的なことは考えたことはない。病院や患者さんが対象だと、いろいろ考えたのかも 対象者が研究対象になっていること自体を知らないでリスクはないし、対象者に知られないで研究していることでリスクを最小限にしていることになっている
			②研究方法の検討が充分ではない(7)	研究目的のために対象を選ばないといけないのに、それを考えないで… はじめにアンケートでやると決めた
			③文献検討を充分していない(4)	文献検討など充分行ったか微妙。テーマの決定、内容とかけ離れてる感じがする 研究の意義とかはあまり深く考えていない。文献も間際になって取り寄せたりして…
	II 倫理的配慮が不十分なまま研究に取り組んでいる(44)	1. 対象者の権利の保障に関する理解や説明が不十分である(19)	①研究協力依頼時の説明が充分でない(9)	目的は書いたが研究の趣旨がわからなかったと返答された。全体の説明ができてないような気がする プライバシー、参加不参加、目的、文字的になってしまった
			②研究参加に伴う負担に関する説明をしていない(3)	説明を聞いていない人が多いし、アンケートの時期が重なる 不快・不利益…不十分だったかな 質問紙に記載するのに時間がかかるがそのことは説明していない
			③説明に要する時間的拘束に対する理解を得ていない(3)	授業の終わったときに説明があるとアドバイザーに伝えてもらい、教室で書面と口頭で説明した クラスミーティング、休み時間、授業が終わるのを見計らって説明した
			④自由意思で参加する権利と保障について充分に説明していない(2)	(同じ看護)学生なので、参加の自由などに関しては知ってると思って説明を省いた 参加拒否できるなど…詳しくはかかかなかったと思います
			⑤個人情報の取扱いについて説明していない(2)	個人情報の守られ方の説明、同じ(看護)学生なので言わなくてもわかるかなと思って説明しなかった 個人情報がどのように守られるか方法を説明していない
			⑥研究倫理上の問題が生じることはわかっているにもかかわらず配慮に欠けている(11)	他の先生(が担当する学生)に比べると細かくやっと思ったけど、不利益とかまでは考えてなかったし…もつとあった、足りなかった 疑問があったら聞いてくださいといったが、連絡先を書いてなかった
3. 対象者へのアプローチ方法に関する倫理的配慮に欠ける(8)	①強制力が働く方法で協力を依頼している(7)	施設の責任者から対象者に研究協力依頼の書面とアンケート用紙を配布し回収は責任者に提出してもらった 医師に研究の趣旨内容を説明し、医師より研究協力依頼書とアンケート用紙の配布を依頼した		
	②対象者の許可なく個人情報を入手している(1)	カルテと職員からの情報から対象者を決定した		
	4. データへのアクセスや収集方法が適切でない(6)	①同意を得ないでデータ収集している(3)	施設からの紹介で対象者を得たが、ボランティアとして対象者と関わり聞き取り調査の説明をした 対象者は観察されたことを知らないし、病院の看護師さんたちも知らない	
		②学生という自分の立場を利用してデータ収集している(3)	利用者さんとボランティアとして接して、聞き取り(データ収集)をしていた	
III 研究倫理に対する論文での表現が不十分である(16)	1. プライバシーを保護するための表記が論文に表現できていない(15)	①対象者を特定可能な方法で公表している(8)	●(学校名のイニシャル)△(3年課程を示す校名)と公表した 実習中に研究したので対象者が実習施設だということがわかってしまいますね T都と書いた	
		②プライバシー保護の具体的な方法を知らない(7)	プライバシーを守ることは必要だけど、どういうふうにするのかは知らない 対象者が特定できないようにする方法を知らない。▼県に◇病院はひとつしかないのでは？ 個人や対象集団の特定につながる情報ってどういう…？	
	2. 行った倫理的配慮を論文に表現できていない(1)	①論文に倫理的配慮を記述していない(1)	卒論に倫理的配慮を書かないといけないことは知っていたが、教員にいらないと書かれて省いた	

とアンケートの配布を依頼」するなど強制力がかかる方法で研究協力依頼をしていたり、「カルテと職員の情報から対象者を決定」していた。

④<データへのアクセスや収集方法が適切でない>

「対象者は観察されたことを知らないし、看護師さんも知らない」、など施設や対象の同意を得ずに個人情報を入力したり、「ボランティアとして対象者と接して聞き取り」して学生という立場を利用して対象者にアプローチしデータ収集に至っていた学生もいた。

(3) 【研究倫理に対する論文中の表現が不十分である】

①<プライバシーを保護するための表記が論文中に表現できていない>

学生は、「個人や対象集団の特定につながる情報ってどういう…」、「▼(都道府県名のイニシャル) 県に◇(病院名のイニシャル) 病院はひとつしかないのでは…」など、匿名性を確保するための知識がなかったりイニシャルの使用によって個人や対象集団を特定される可能性に考えが至らずに、対象者や協力施設を特定可能な方法で公表していた。

②<行った倫理的配慮を論文中に表現できていない>

「卒論に倫理的配慮を書かないといけないことは知っていたが、先生にいらぬといわれて省いた」と、教員の指導により公表時に倫理的配慮を記述していない学生がいた。

2. 資料調査の結果

1) 対象論文の概要

(1) 研究デザインと研究の種類

調査研究が50編、介入研究4編、事例研究3編であった。また、調査研究のうち量的研究は35編、質的研究は15編であった。

(2) A校生の研究対象

学生の研究対象は、患者・家族24編、医療・福祉職員14編、学内の学生10編、医療・福祉以外の職員5編で、対象者は医療に関連している人が多数を占めていた。

(3) A校生のデータ収集方法

データ収集方法は、質問紙法35編、面接法16編、観察法12編であった。また、質問紙法と観察法、面接法と観察法など複数の方法でデータ収集した研究が5編あった。

2) 対象者へのアプローチの記述と内容

対象者へのアプローチに関する記述があった論文は、60編のうち25編であった。そのうち妥当であったものは6編のみであった。残り19編には、対象者の自宅への訪問や、職員に対して上司、患者に対して医師、生徒に対して教師による説明など、強制力がかかる方法で説明しているもの11編や、対象者あるいは協力施設へのアプローチの記述がないもの10編、対象者の時間を許可なく使用して説明しているもの4編、認知症患者に対して対象者の理解力に応じた説明をしていないもの1編があった(重複あり)。

3) 倫理的配慮の記述と内容

倫理的配慮に関する記述があった論文は60編のうち43編で、公表時に倫理的配慮の記述がない論文が17編あった。

項目別では、①目的・内容・手順の説明24編、②研究協力に伴う不快・不自由・リスクの説明11編、③参加を拒否・辞退でき、それによる不利益はないことの説明22編、④質問に答える準備と連絡方法の説明2編、⑤対象者の匿名性・個人情報を守る方法の説明35編、⑥公表方法の説明3編、記述があった。しかし、②では参加の自由のみが記述されている論文が多く、不利益が生じないとの説明の記述があった論文は1編のみ、⑤ではプライバシーの保護のみが記述されている論文が多く、プライバシー保護の方法の説明の記述があった論文は7編のみであった。倫理的配慮の記述は、参加の自由とプライバシーの保護に偏り、研究参加に伴う対象者の不利益や個人方法を守る方法に言及されていなかった。また、6項目すべてが記述されていた論文はなかった。

4) 論文中の匿名性の確保

60編のうち、イニシャルの使用、施設の詳細な概要説明、実習病院など、協力施設や対象者が容易に推定・特定できる表現が31編に見られており、半数が不適切に公表されていた。特に対象者個人を特定可能な記述が見られたのは、事例研究であった。また、倫理的配慮としてプライバシーを保護すると記述されていた論文であっても、その方法に問題があり匿名性が確保されていない論文が23編あった。

3. A校の卒業論文にみる研究倫理上の問題(結果1と結果2のまとめ)

第2段階の結果は第1段階の結果を裏付けていた。A校の卒業論文にみる研究倫理上の問題は次の3点であった。

- 1) 研究計画の段階で倫理的問題に関する検討が不十分である
- 2) 倫理的配慮が不十分なまま研究に取り組んでいる
- 3) 研究倫理に対する論文中の表現が不十分である

V. 考 察

A校の卒業論文には、研究倫理上の問題がない論文は皆無であり、論文作成過程でなんらかの研究倫理上の問題が生じていた可能性が濃厚である結果であった。

高田ら¹¹⁾は、学生(学部・大学院)の研究で看護師・患者へのアンケートやインタビューに安易さを感じる、学生・院生の研究依頼では倫理的配慮の指導がなされているのか気になるなど、協力施設の看護部長が、学生の研究において研究倫理上の懸念を抱いていることを示す結果を報告している。したがって、本研究で明らかになった研究倫理上の問題は、A校のみに起こっている問題ではないと推察される。

しかしながら、現時点では、看護教員が行う研究に倫理的問題が指摘され^{12,13,14,15)}、機関内研究倫理委員会の設置の必要性が述べられているものの、研究倫理審査の対象外であることが問題となっている¹⁶⁾。学生が行った研究の倫理的問題に関する報告は見つけられなかった。そのため、本研究結果を他校や学部生の卒業論文における研究倫理上の問題と比較検討することができない。したがって、本研究は明らかになった問題の要因について考察する。

- 1) 研究計画の段階で倫理的問題に関する検討が不十分である

A校で提出が義務付けられている研究計画書の内容には、予想される倫理的問題や問題への対処に関する項目はなく、“卒業研究”の履修説明から研究計画書提出まで、おおむね1ヶ月である。そのため、起こりうる倫理的問題やその対処策を検討する機会と時間が不十分だったことがこの問題の要因の一つと考えられる。

また、人を対象とする研究に倫理的問題が生じるという認識が薄いため、研究計画の段階で倫理

的問題やその対策を検討することは、学生にとって、強い必要性を感じるものではなかったと考えられる。

- 2) 倫理的配慮が不十分なまま研究に取り組んでいる

対象となった学生は、2年次に“看護研究”の中で研究倫理を学び、3年次では“卒業研究”開始前に、倫理的配慮として論文に記載すべき事項について再度説明を受けていた。また、各論実習開始前のオリエンテーションでは、看護師の責任と倫理や受け持ち患者に対する配慮について説明を受けている。さらに、臨地実習では、実際の援助の際には必ず十分な説明を行い、受け持ち患者の同意を得て看護援助を行うように指導されている。しかし、実習での実践は研究に應用されていなかった。

実習は、受け持ち患者、指導者、教員から様々な反応を得ながら、繰り返し自分の行動を振りかえる場面があり、具体性・反復性がある。それとは反対に、研究は学生にとって初めて行うことであり、概念的・抽象的で具体策をイメージしにくい。対象が人であるという点では同様な実習と研究であるが、学生にとっては、それに対する立場や態度が同じではないため応用しにくく倫理的配慮が不十分なまま研究に取り組んでいたと考える。

- 3) 研究倫理に対する論文中の表現が不十分である

この問題を示す事象のひとつとして、匿名性の保持がある。本研究では、協力施設や対象者が容易に推定・特定できる表現が31編に見られていた。また、もうひとつの事象としては、論文中の倫理的配慮に関する記載の有無がある。本研究では、履修説明時に論文に記述すべき事項として倫理的配慮があることは説明されているにもかかわらず、全く記述されていない論文が17編あった。倫理的配慮の記述は、単なる論文の構成要素ではなく、研究結果の信頼性にもかかわる。紙面上の制限により割愛されている可能性もあるが、倫理的配慮は研究に必要な過程であることを考慮すれば、紙面の制限によらず記述する必要がある。したがって、この問題の要因としては、倫理的配慮を検討する視点の希薄さと、具体策を持ち合わせていないことが考えられる。

1. 看護基礎教育における研究倫理教育への示唆

研究倫理教育については、看護基礎教育の中で研究倫理の視点を育てることが求められている¹⁷⁾。

看護基礎教育において研究倫理の視点を育てるといふ点に絞れば、必ずしも看護研究を行う必要はない。“卒業研究”の科目目標を研究計画書の作成にとどめ、研究計画段階で、対象者に与える可能性がある倫理的問題の所在と対処を検討し、データ収集方法や研究自体の設計を考えることも一案であろう。また、臨床的に必要となる能力が、一人ひとりの患者を詳細に分析する事例研究の積み重ねであるとすれば、具体的実践的に研究倫理を学ぶ機会としても、事例研究に重点を置く考え方もあるのではないだろうか。

2. 研究の限界と今後の課題

面接調査では、書き取りによるデータのため聞き逃しや書き逃しがあつた可能性がある。また、論文の閲覧によるデータは、倫理的配慮が紙面上の制限によって全てを記述しているとは限らない。さらには、卒業論文のレビューはA校生の面接調査をもとにした視点で行っているため、すべての問題を網羅できない。これらのことが、本研究の限界である。本研究の結果を踏まえ、看護基礎教育における研究倫理教育の具体的方法を検討していくことが今後の課題である。

V. 謝 辞

本研究にご協力くださったA校生・看護学科責任者の方々に感謝いたします。

なお、本研究の一部は『卒業論文』における学生の研究倫理の現状(その1)と『卒業論文』における学生の研究倫理の現状(その2)として日本看護学教育学会第16回学術集会で報告した。

VI. 引用文献

- 1) 文部科学省・厚生労働省：疫学研究に関する倫理指針、2008.1.27
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/sisin2.html>
- 2) 厚生労働省：臨床研究に関する倫理指針、2008.1.27
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinri/0504sisin.html>
- 3) 日本看護学会検討委員会：看護研究における倫理的配慮に関する提言、看護、47(2)、171-175、1994
- 4) 片田範子、井部俊子、佐藤容子、他：看護研究における倫理的配慮に関する検討—日本看護科学学会誌講演集の調査から—、日本看護科学学会誌、15(4)、31-38、1995
- 5) 塚本友栄、舟島なをみ：看護学教育研究における倫理的問題、看護教育、35(7)、550-556、1994
- 6) 南裕子、勝田仁美、安藤広子、他：看護系大学における研究の倫理審査体制の試案、日本看護科学誌、18(1)、60-70、1998
- 7) 塚本友恵：「日本看護教育学学会研究倫理指針」作成に向けて、看護教育学研究、4(1)、38-43、1995
- 8) 国際看護婦協会／(訳) 日本看護協会：看護研究のための倫理のガイドライン、インターナショナルナーシングレビュー、20(1)、60-70、1997
- 9) 日本看護協会：看護研究における倫理指針、日本看護協会出版会、2004
- 10) 野本百合子、鈴木純恵、小川妙子：1989～1993年における我が国の基礎看護学教育に関する研究の動向と特徴—研究方法と研究内容に焦点をあてて、看護教育学研究、4(1)、1-14、1995
- 11) 高田早苗、勝原裕美子、川上由香、他：医療機関における看護研究倫理審査の実態、看護研究、40(5)、27-35、2007
- 12) 塚本友美、舟島なをみ、野本百合子：我が国の看護学教育研究における倫理的問題—1999年から2003年の抄録分析を通して—、千葉看護学会誌、11(2)、1-7、2005
- 13) 川口孝泰、田島桂子、石井トク、他：看護学教育研究の動向 その1、「日本看護学教育学会」学術集会講演集の経年的分析から、日本看護学教育学会誌、15(3)、2006
- 14) 塚本友美、舟島なをみ：看護学教育研究における倫理的問題、看護教育、35(7)、550-556、1994
- 15) 宮島朝子：看護教育研究において生ずる研究対象者へのリスクとその配慮、看護研究、34(2)、55-61、2001
- 16) 日本学術会議看護学研究連絡委員会：看護系大学における倫理審査の現状と課題、2008.1.27、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1032-5.pdf>
- 17) 日本看護科学学会看護倫理検討委員会：看護研究上のモラルに関する提言、2008.1.27、<http://jans.umin.ac.jp/naiyo/pdf/2007.0626.pdf>